

蒲郡市行政不服審査審理員指名手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市長が行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条に規定する審査庁となり、審査請求に係る審理手続を行う際に必要な審理員の指名手続等について定めるものとする。

(審理員となるべき者の候補者の推薦)

第2条 法第17条に規定する審理員となるべき者の名簿（以下「審理員名簿」という。）は、別表のとおりとする。

(審理員の指名)

第3条 処分を行った課等の長（以下「審査担当課長」という。）は、法第19条の審査請求書の提出を受けたときは、審理員名簿の中から1名、審査手続を行う審理員として指名し、行政課長に報告する。

2 審査担当課長は、審理員を指名するに当たり、その者が法第9条第2項各号に該当する者でないことを確認しなければならない。

3 審査担当課長は、審理員に対し審理員指名書（第1号様式）により通知する。

4 審査担当課長は、法第9条第1項の規定により指名した審理員を審理員通知書（第2号様式）により審査請求人等に通知しなければならない。

(審理員の取消し)

第4条 審査担当課長は、審理員の指名を取り消すときは、審理員指名取消書（第3号様式）により行う。

2 審査担当課長は、前項の規定により審理員の指名を取り消し、他の者を指名した場合は、審理員交代通知書（第4号様式）により審査請求人等に通知しなければならない。

(審理員補助者)

第5条 審理員は、自らが所属する課等の職員から1名を審理員が行う事務を補助する者（以下「審理補助員」という。）として指名するものとする。

2 前項の審理補助員は、原則として係長級の職員とする。

3 審理員は、審理補助員を指名するに当たり、その者が法第9条第2項各号に該当する者でないことを確認しなければならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

審理員名簿

審理員順番	部	職名	氏名
1	企画部	企画政策課長	
2	総務部	財政課長	
3	市民生活部	協働まちづくり課長	
4	こども健康部	子育て支援課長	
5	福祉部	福祉課長	
6	産業振興部	産業政策課長	
7	建設部	土木管理課長	
8	都市開発部	都市計画課長	

備考 審査請求1件につき1名を1番から順番に指名するものとし、8番の後は1番に戻るものとする。ただし、法第9条第2項各号に該当する場合は、次の順番の者を審理員とする。

第1号様式（第3条関係）

蒲 第 号
年 月 日

所属

氏名

蒲郡市長

審理員指名書

行政不服審査法第9条第1項及び蒲郡市行政不服審査審理員指名手続要領第3条第1項の規定により、下記の審査請求について、同法が定める審理手続を行う者である審理員に指名する。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 審査請求年月日

第2号様式（第3条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

審理員通知書

年 月 日付けで審査請求されました について、
行政不服審査法第9条第1項の規定により、審理手続を行う者（同法第9条第1項
の審理員）を指名しましたので通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査手続を行う者（行政不服審査法第9条第1項の審理員）

第3号様式（第4条関係）

蒲 第 号
年 月 日

所属

氏名

蒲郡市長

審理員指名取消書

年 月 日付け審理員指名書により、処分庁である市が行った

についての

審査請求事件について、行政不服審査法第9条第1項及び蒲郡市行政不服審査審理員指名手続要領第3条第1項の規定により行った指名は、以下の理由により取り消したため、同要領第4条第1項の規定に基づき通知する。

理由

第4号様式（第4条関係）

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

審理員交代通知書

年 月 日付け蒲 第 号により通知しました審理手続を行う者
（行政不服審査法第9条第1項の審理員）について、次のとおり交代しましたので
通知します。

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査手続を行う者（行政不服審査法第9条第1項の審理員）
（交代後）

（交代前）

（交代の理由）